

食安輸発1202第3号
平成23年12月2日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産養殖ひらめの*Kudoa septempunctata*)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号(最終改正:平成23年12月2日付け食安輸発1202第2号)に基づき実施しているところです。

今般、国内において特定の養殖業者の韓国産養殖ひらめを原因食品とした*Kudoa septempunctata*(以下「クドア」という。)による食中毒事例が発生したことを踏まえ、下記の食品について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、クドアに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、検査の結果クドアが検出された場合にあっては、冷凍(マイナス30℃で1日以上)もしくは加熱処理(中心温度75℃で5分以上)の上、販売等を行うよう指導願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成23年12月2日	韓国	海朝水産(登録番号:K-F-CJ-138)で養殖されたひらめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	<i>Kudoa septempunctata</i> (クドア・セプテンブクタータ)